

【別 紙】

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人福寿会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県中津川市田瀬972番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成9年12月24日

(4) 設立登記年月日 平成9年12月24日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	今井 直幸	診療所管理者
理 事	今井 知子	
同	今井 裕子	
同	今井 浩人	
監 事	西澤 加奈子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	今井医院	1501041	岐阜県中津川市田瀬972番地の1	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月24日 令和5年度決算の決定

令和5年5月24日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式26-3

法人名 医療法人 社團福寿会

※医療法人整理番号 0 0 4 0 1

所在地 岐阜県中津川市田瀬972番地の1

財 産 目 錄
(令和6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	269,892 千円
2. 負 債 額	15,368 千円
3. 純 資 産 額	254,524 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	208,643
B 固定資産	61,249
C 資産合計 (A+B)	269,892
D 負債合計	15,368
E 純資産 (C-D)	254,524

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式26-1-4（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 社団福寿会

所在地 岐阜県中津川市山瀬972番地の1

※医療法人整理番号 00401

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	208,643	I 流動負債	10,613
II 固定資産	61,249	II 固定負債	4,755
1 有形固定資産	52,774	負債合計	15,368
2 無形固定資産	3,051	純資産の部	
3 その他の資産	5,422	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	244,524
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	254,524
資産合計	269,892	負債・純資産合計	269,892

様式26-2-2(診療所を開設する医療法人)

法人名 医療法人 社團福寿会

※医療法人整理番号 0 0 4 0 1

所在地 岐阜県中津川市田瀬972番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	156,804
2 事業費用	164,445
本来業務事業損失	7,641
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事 業 損 失	7,641
II 事業外収益	508
III 事業外費用	113
IV 特別利益	7,245
V 特別損失	1,124
税引前当期純損失	8,369
法 人 税 等	72
当 期 純 損 失	8,441

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人社団福寿会
理事長 今井 直幸 殿

私（注1）は、医療法人社団福寿会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月26日
医療法人社団福寿会
監事 西澤 加奈子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。